

専利代理管理弁法修正草案（意見募集稿）

2015年3月23日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利代理管理弁法修正草案（意見募集稿）

第一章 総則

第1条 専利代理制度を完備し、専利代理業界の正常な秩序を擁護し、専利代理機構と専利代理人が法により執業することを保障するために、「専利法」、「専利代理条例」及び国務院の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 国家知識産権局と各省、自治区、直轄市における知識産権局が、「専利法」、「専利代理条例」及び本弁法に基づき、専利代理機構と専利代理人に対して管理と監督を行う。

中華全国専利代理人協会は、専利代理機構と専利代理人が「専利法」、「専利代理条例」及び本弁法を模範的に実行し、執業行為を規範化し、業界の自律を厳しくさせ、絶え間なく業界のサービスレベルを高めるよう、組織と指導を行わなければならない。

第二章 専利代理機構及びその事務所の設立、変更、休業及び取消

第3条 専利代理機構の組織形式はパートナー制専利代理機構又は有限責任制専利代理機構とする。パートナー制専利代理機構の場合は、3名以上のパートナーが共同出資で設立し、有限責任制専利代理機構の場合は、5名以上の出資者が共同出資で設立しなければならない。

パートナー制専利代理機構のパートナーは該代理機構の債務に対して無限連帯責任を負い、有限責任制専利代理機構は該代理機構の全資産をもってその債務に対して責任を負うものとする。

第4条 専利代理機構を設立するには、下記の条件を合致しなければならない。

- (1) 本弁法第7条の規定に合致する機構の名称を持つ
- (2) パートナー協議書又は定款を持つ
- (3) 本弁法第5条、第6条の規定に合致するパートナー又は出資者を持つ
- (4) 固定の営業場所と必要な業務施設を持つ

法律事務所が専利代理業務の取り扱いを申請する場合は、該法律事務所において執業する専任弁護士のうち、専利代理人の資格を持つ者は3名以上有さなければならない。

第5条 専利代理機構のパートナー又は出資者は下記の条件を合致しなければならない。

- (1) 専利代理人の資格を持つ
- (2) 専利代理機構において執業する経験を2年以上持つ

- (3) 専任で専利代理業務に従事することができる
- (4) 専利代理機構の設立を申請する時に、年齢が満65歳を超えていない
- (5) 品行が良い

第6条 下記の状況のいずれかに該当する場合、専利代理機構のパートナー又は出資者になってはならないものとする。

- (1) 完全な民事行為能力を持たない場合。
- (2) 国家機関又は企業、事業単位に勤めており、辞職、解任又は離職休養、定年退職の手續をまだ正式に行っていない場合。
- (3) 別の専利代理機構のパートナー又は出資者として2年未満の場合。
- (4) 「専利代理懲戒規則（試行）」第5条に規定された通報・批判又は専利代理人執業証取り上げの懲戒を受けて3年未満の場合
- (5) 刑事処罰を受けたことがある場合（過失犯罪は除く）

第7条 専利代理機構は、一つの名称しか享有・使用できないものとする。

専利代理機構の名称は、当機構が所在都市の名称、商号、「専利代理事務所」、「専利代理有限公司」又は「知識産権代理事務所」、「知識産権代理有限公司」からなるものとする。その商号は、全国範囲内で、使用中又はかつて使用されたことがある専利代理機構の商号と同一、又は近似してはならない。

法律事務所が専利代理業務を取り扱う場合は、該法律事務所の名称を使っても良い。

第8条 専利代理機構を設立するには、下記の申請資料を提出しなければならない。

- (1) 専利代理機構設立申請表
- (2) 専利代理機構のパートナー協議書又は定款
- (3) 専利代理人資格証明書と身分証明書のコピー
- (4) 人員の履歴書及び人事保存ファイルの保管証明書と離職休養・定年退職証明書のコピー
- (5) 営業場所と業務施設の証明書
- (6) その他の必要な証明資料

法律事務所が専利代理業務の取り扱いを申請する場合は、下記の申請資料を提出しなければならない。

- (1) 専利代理業務取り扱い申請表
- (2) 該法律事務所を主管する司法行政機関が発行した、専利代理業務の取り扱いに同意する旨の書状
- (3) 法律事務所のパートナー協議書又は定款
- (4) 法律事務所の営業許可書のコピーと資本金証明書

- (5) 専利代理人の弁護士執業証、専利代理人資格証明書と身分証明書のコピー
- (6) 営業場所と業務施設の証明書
- (7) その他の必要な証明資料

上述証明資料は、専利代理機構の設立又は専利代理業務の取り扱いの申請を提出する前6ヶ月以内に出されたものでなければならない。

第9条 専利代理機構の設立に関する審査認可手順は、以下の通りとする。

(1) 専利代理機構の設立を申請する場合は、その所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に申請を提出しなければならない。審査を経て、省、自治区、直轄市の知識産権局は本弁法に規定する条件を合致すると認めた場合は、申請を受取った日から30日以内に国家知識産権局に報告して許可を仰ぎ、本弁法に規定する条件を合致しないと認めた場合は、申請を受取った日から30日以内に書面にて申請者に通知しなければならない。

(2) 国家知識産権局は、本弁法に規定する条件を合致する申請については、報告資料を受取った日から30日以内に許可の決定を行い、報告した省、自治区、直轄市の知識産権局に通知する上、新たに設立された機構に対して専利代理機構登録証書と機構コードを授与しなければならない。本弁法に規定する条件を合致しない申請については、報告資料を受取った日から30日以内に、報告した省、自治区、直轄市の知識産権局に改めて審査するよう通知しなければならない。

法律事務所が専利代理業務の取り扱いを申請する場合は、上述の規定を参照して審査認可を行う。

第10条 専利代理機構の名称、住所、定款、パートナー又は出資者等の登録事項に変更が生じる場合、変更が生じた20営業日以内に、国家知識産権局に申請するとともに、所在の省、自治区、直轄市の知識産権局に報告しなければならない。変更は国家知識産権局の許可を経て、効力を発する。

国家知識産権局と省、自治区、直轄市の知識産権局は、専利代理機構が前項規定に従って変更手続を履行していないと発見した場合、期限を定めて履行を命じなければならない。

第11条 専利代理機構の国家知識産権局における登記情報はその工商行政管理部門における登記情報と一致しなければならない。

第12条 専利代理機構は休業又は取消される場合、まだ未完結の事項を適切に処理した後、その所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に申請しなければならない。審査を経て承認された場合、専利代理機構の登録証書及び標識看板を省、自治区、直轄市の知識産権局に返し、かつ国家知識産権局に休業又は取消の手続を行わなければならない。

第13条 専利代理機構は本省内において事務所を設立する場合、所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に申請しなければならない。許可を得るのは、省、自治区、直轄市の知識産権局から国家知識産権局に届け出る。

専利代理機構は省を跨る事務所を設立する場合、その所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局の承認を得た後、事務所の所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に申請しなければならない。承認を得たものは、事務所の所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局から国家知識産権局に届け出る。

第14条 事務所の設立を申請する専利代理機構は、下記の条件を合致しなければならない。

- (1) 設立して満2年
- (2) 10名以上の専利代理人を有する
- (3) 専利代理機構異常経営名簿や重大違法専利代理機構名簿の中に入れていない

第15条 専利代理機構の事務所は、下記の条件を合致しなければならない。

- (1) 専利代理機構から派遣又は招聘された専任代理人を2名以上有する
- (2) 固定の営業場所と必要な資金を持つ
- (3) 事務所の名称は、専利代理機構の完全な形の名称、事務所が所在する都市の名称及び「事務所」からなる

第16条 各省、自治区、直轄市の知識産権局は、専利代理機構がその行政区域内において事務所を設立する際のその他の条件と手順を追加規定することができ、また関連規定を国家知識産権局に届け出るものとする。

第17条 専利代理機構の事務所は、その単独の名義で専利代理業務を行ってはならず、その人事、財務、業務などはその所属する専利代理機構によって統一管理される。専利代理機構は、その事務所の業務活動について民事責任を負わなければならない。

専利代理機構は省を跨る事務所を設立する場合、その事務所が事務所の所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局の指導と監督を受けなければならない。

第18条 事務所は休業又は取消される場合、まだ未完結の事項を適切に処理した後に、事務所の所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に申請しなければならない。許可を得るのは、該知識産権局から国家知識産権局に届け出るとともに、専利代理機構の所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局にも副本を送る。

専利代理機構が休業又は取消された場合は、その事務所も同時に終了しなければならない。

第三章 専利代理人の執業

第19条 専利代理人は執業するには、設立が許可された専利代理機構に招聘され、かつ専利代理人執業証を持っていないなければならない。

第20条 専利代理機構は専利代理人を招聘するには、自由意志と協議合意の原則に従い、招聘される専利代理人と招聘協議書を締結しなければならない。招聘協議書を締結する双方は、協議書を遵守し履行しなければならない。

第21条 専利代理人執業証を授与されるには、下記の条件を合致しなければならない。

- (1) 専利代理人の資格を持っている
- (2) 専任で専利代理業務に従事できる
- (3) 専利代理又は専利審査の経験を持たない者の場合は、専利代理機構において連続実習して満1年で、かつ就業前研修に参加した
- (4) 専利代理機構に招聘されている
- (5) 授与される時に、年齢が満70歳を超えていない
- (6) 品行が良い

第22条 下記の状況のいずれかに該当する場合、専利代理人執業証を授与しない。

- (1) 完全な民事行為能力を持たない
- (2) 申請する前に別の専利代理機構において執業しており、該専利代理機構に解任されず、かつ専利代理人執業証の取消手続を行っていない
- (3) 専利代理人執業証を受領して1年未満で、また専利代理機構を変える
- (4) 「専利代理懲戒規則（試行）」第5条に規定された、専利代理人執業証取り上げの懲戒を受けて3年未満
- (5) 刑事処罰を受けた（過失犯罪は除く）

第23条 専利代理人執業証の授与を申請するには、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 専利代理人執業証の申請表
- (2) 専利代理人資格証明書と身分証明書のコピー
- (3) 人事保存ファイルの保管証明書又は離職休養・定年退職証明書のコピー
- (4) 専利代理機構が発行した招聘協議書
- (5) 申請する前に別の専利代理機構において執業している場合、該専利代理機構による解任証明書を提出しなければならない

(6) 初めて専利代理人執業証の授与を申請する場合、実習した専利代理機構が発行した実習証明書と就業前研修に参加した証明書を提出しなければならない

第24条 専利代理人執業証の授与、変更及び取消などの具体的な事項については、中華全国専利代理人協会が責任を負い、国家知識産権局が法により監督と指導を行う。

第25条 審査を経て、中華全国専利代理人協会は、専利代理人執業証の授与申請が本弁法に規定する条件を合致すると認めた場合は、申請を受取った日から15日以内に専利代理人執業証を授与し、本弁法に規定する条件を合致しないと認めた場合は、申請を受取った日から15日以内に書面にて申請者に通知しなければならない。

第26条 専利代理機構が専利代理人を解雇する場合は、30日前に該専利代理人に通知し、専利代理人が辞職する場合は、30日前にその所属する専利代理機構に通知しなければならない。

専利代理機構と専利代理人は雇用関係を解除する場合は、専利代理機構がその専利代理人執業証を回収し、解任証明書を発行し、また解任証明書の発行日から10日以内に、中華全国専利代理人協会に専利代理人執業証の取消手続を行わなければならない。

第27条 専利代理機構は休業又は取消される場合、省、自治区、直轄市の知識産権局の審査承認を得た日から10日以内に、その全ての専利代理人執業証を回収して、中華全国専利代理人協会に専利代理人執業証の取消手続を行わなければならない。

第28条 中華全国専利代理人協会は、専利代理人執業証を授与、変更又は取消した日から5日以内に、国家知識産権局に届け出るとともに、関連資料を報告し、専利代理機構の所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局にも副本を送らなければならない。

第29条 専利代理人執業証を持っていない者は、専利代理人の名義で、経済的利益を獲得するために、専利代理業務に従事してはならない。

第30条 専利代理人は専利代理業務を引き受けるには、その所属する専利代理機構の名義で委託を受け、委託者と書面の委託契約書を締結し、費用を統一に受取り、如実に記帳しなければならない。専利代理人は無断で委託を受け、専利代理業務を行い、費用を受取ってはならない。

第四章 専利代理の監督管理

第31条 国家知識産権局は、専利代理機構の年度報告、専利代理機構異常経営名簿と重大違法専利代理機構名簿の公示に責任を負う。

省、自治区、直轄市の知識産権局は、国家知識産権局が上記公示を行うのに協力する。
中華全国専利代理人協会は、協会定款の規定に従って専利代理人の執業活動を考課する。

第32条 専利代理機構は毎年の3月1日から3月31日までに国家知識産権局に年度報告書を提出しなければならない。

専利代理機構はその提出した年度報告書の記載情報の信憑性について責任を負わなければならない。

第33条 専利代理機構の年度報告書の内容は下記の内容を含む。

- (1) 専利代理機構の住所、郵便番号、電話、メールアドレス等の情報
- (2) 事務執行パートナー又は法人代表の姓名、パートナー又は出資者の姓名、専利代理人の姓名、従業員数
- (3) パートナー又は出資者の予定出資額と払込出資額、払込日、出資方式等の情報
- (4) 専利代理機構の開業、休業、清算等の存続状態に関する情報
- (5) 事務所設立情報
- (6) 専利代理機構のウェブサイト及びインターネットを通じて事業を展開するネットショップの名称、ウェブアドレス等の情報
- (7) 専利代理機構の代理する専利の出願、審判、無効宣告、訴訟、担保融資等の業務情報
- (8) 専利代理機構の総資産、総負債、営業総収入、主要業務収入、利益総額、純利益、納税総額等の情報
- (9) その他報告しなければならない情報

第34条 国家知識産権局は4月1日から年度報告書第(1)～(6)号の情報を公示する。専利代理機構が第(7)～(9)号情報の公示を希望する場合、国家知識産権局はそれを公示しなければならない。

期限を過ぎてから専利代理機構年度報告書を提出した場合、国家知識産権局は提出日から20営業日以内にそれを公示する。

第35条 如何なる組織又は個人も専利代理機構の公示した情報が正確でないと発見した場合、国家知識産権局に報告することができる。国家知識産権局は確認した後に、それを訂正する。

第36条 如何なる組織又は個人も専利代理機構の公示した情報が虚偽のものであると

思う場合、国家知識産権局又は省、自治区、直轄市の知識産権局に通報することができる。国家知識産権局又は省、自治区、直轄市の知識産権局は通報資料を受取った日から20営業日以内に確認し、確認後に状況を見て処理しなければならない。

第37条 専利代理機構は下記の何れかの事情に該当する場合、国家知識産権局はその名称を専利代理機構異常経営名簿の中に入れ、それを公示する。

- (1) 専利代理機構登録証を取得又は年度報告書を提出した時に虚偽の情報を提供した
- (2) 規定の期限内に年度報告書を提出しなかった又は国家知識産権局の命じる期限内に専利代理機構の関連情報を提出しなかった
- (3) 無断で名称、執務場所、パートナー又は出資者、法人代表又は事務執行パートナーを変更した
- (4) 無断で事務所を設けた
- (5) 設立条件を満たさなくなり、省、自治区、直轄市の知識産権局が是正通知を出したが、期限を過ぎても条件を満たさない
- (6) 虚偽の宣伝、ライバルを中傷する等の方式で不正競争を実施した
- (7) 委託を受けた後、正当な理由がなく代理を拒否した
- (8) 同一の専利出願又は専利事件について利害関係のある他の委託者の委託を受けた
- (9) 自己名義で専利を出願した又は専利権無効宣告を申し立てた
- (10) 専利代理人に対する管理を疎かにし、深刻な結果をもたらした
- (11) その他違法業務活動を実施した又は国务院の関連規定に違反した

異常経営名簿の中に入れられた専利代理機構は入れられた日から1年以内に前項に定める事情が再発しなかった場合、国家知識産権局はその名称を異常経営名簿から削除する。

第38条 専利代理機構は異常経営名簿に入れられた日から3年を過ぎても規定を満たさない場合、国家知識産権局はその名称を重大違法専利代理機構名簿の中に入れ、それを公示する。

専利代理機構は重大違法専利代理機構名簿の中に入れられた日から5年以内に本弁法第37条第1項に定める事情が再発しなかった場合、国家知識産権局はその名称を重大違法専利代理機構名簿から削除する。

第39条 国家知識産権局は、省、自治区、直轄市の知識産権局が専利代理機構の情報公示状況を検査することを組織、指導する。

省、自治区、直轄市の知識産権局は、監督検査制度を整備し、公平、規範化の要求に従って、本行政区域内の所轄専利代理機構数に応じて、専利代理機構の全部又は一部を検査しなければならない。所轄専利代理機構数が20以上である場合、毎年三分の一以上を検査しなければならない。所轄専利代理機構数が20以下である場合、全数検査しなければならない。

ならない。

第40条 省、自治区、直轄市の知識産権局は、書類検査、実地調査、インターネット監視等の方式で専利代理機構を検査し、又は工商行政管理等の関係部門と共同で検査することができる。

検査に当たって、重点的に専利代理機構が提出した年度報告書等の公示情報は実際の状況と一致するか、工商行政管理部門が公示した情報と一致するか、又は本弁法第37条第1項に定める事情があるかを確認しなければならない。

専利代理機構に本弁法第37条第1項に定める事情があると発見した場合、関連法律法規に従って速やかに処理するとともに、国家知識産権局に報告しなければならない。国家知識産権局は規則に違反した専利代理機構の名称を専利代理機構異常経営名簿の中に入れる。

第41条 省、自治区、直轄市の知識産権局は法により専利代理機構に対し監督、検査を実施するに当たって、監督、検査の状況と処理結果を記録し、監督、検査担当者が署名の上、保存しなければならない。

専利代理機構は省、自治区、直轄市知識産権局による検査に協力し、質問を受け、事実通りに関連状況と資料を提出しなければならない。

第五章 附則

第42条 本弁法の解釈については、国家知識産権局が責任を負う。

第43条 本弁法は 年 月 日から施行する。